



# 北里大学東洋医学総合研究所 漢方医学研修プログラム概要

## 【漢方研修生】

### 1. 名 称


学校法人北里研究所 北里大学東洋医学総合研究所 漢方医学研修プログラム  
(漢方研修生)

### 2. プログラムの目的

本プログラムの目的は、漢方医学に関する幅広い知識と高度な技術を身に付け、東洋医学の基本であるところとからだを総合的にみて、心身一如の全人的医療を実践できる漢方専門医を育成することである。本施設は、我が国最初の総合的な東洋医学の研究・診療施設として開所以来、保険制度にとらわれず、国内で実践できる最高レベルの漢方診療施設として、煎じ薬を中心とした診療を行っている。漢方薬の基本である煎じ薬を中心に学ぶことにより、漢方の真髄ともいべき随証治療が出来るようになることを目標とする。東洋医学と現代医学の相互の長所を取り入れて、患者様にとって最も適切な質の高い医療を行うことが出来るようになる。また、研究に於いては、臨床・基礎に拘らず立案・遂行出来るようになり、科学的な態度で伝統医学を解明できる医師になることを目標とする。

### 3. プログラム内容

- (1) 月曜日から土曜日（午前）までの漢方診療のある週のうち1日を出席する研修を漢方研修生コースとする。
- (2) 本プログラムでは、指導医・漢方研修生体制（マン・ツー・マンまたはそれに準じる体制）をとっており、指導医が担当になった漢方研修生の指導に当たる。具体的には指導医の外来陪席、勉強会などである。原則組み合わせの変更は行わないが、漢方研修生から要望があった場合は適宜調整を行う。
- (3) 外来陪席については、指導医の外来に陪席し、患者の診察方法、診断方法、治療技術を学ぶ。診療時間帯に気づいた疑問点などは診療後や新患検討会において討議する。
- (4) 漢方の知識ならびに医学的知識を高めるため、所内の勉強会に参加し知識向上に努める。（任意）
  - 1) 新患検討会（症例検討会） 【毎週月曜日】  
前の週に来院した新患の漢方・現代医学的チェックを行い、症例に関するディスカッションを行う。
  - 2) 医局薬局勉強会 【月曜日（年9回）】



薬局と薬局が合同で生薬について学ぶ。実際の処方・生薬の試飲も行う。

### 3) その他

## 4. 関連学会等

研修開始までに日本東洋医学会への入会・専攻医の登録は必須とする。

## 5. 教育体制

- (1) 教育責任者 小田口 浩 (所長)
- (2) 指導者リスト
  - 花輪 壽彦 (名誉所長)
  - 伊藤 剛 (北里大学客員教授)
  - 鈴木 邦彦 (漢方診療部 部長)
  - 星野 卓之 (漢方診療部 副部長)
  - 森 裕紀子 (漢方診療部 副部長)
  - 川鍋 伊晃 (漢方診療部 副部長)
  - 石毛 達也 (漢方診療部 医長)
  - 五野 由佳理 (漢方診療部)

## 6. 研修期間

当プログラムの研修期間は3年間とする。ただし、1年毎に評価を行い、その評価などにより期間以前に終了することもある。

## 7. プログラム管理体制

- (1) 漢方医学研修に関する教育委員会の構成と運営方法  
漢方診療部責任者と各教育指導者により構成される。  
1名の教育委員長が置かれ、教育委員会の司会進行をつとめる。  
検討項目は、漢方研修全般にわたるが定期的に研修医評価や指導者評価も  
行い、プログラム内容の改善も適宜検討する。
- (2) 漢方研修生の就業規定、顕彰、処罰規定  
漢方研修生の修了年限は3年であるが、漢方研修生の就業規定は、別途定  
める学校法人北里研究所就業規則及び北里大学東洋医学総合研究所研修  
生取扱規定に準ずる。これらに照らして著しく言動等に問題のある場合、  
研修意欲が著しく低下したと認められた場合は、教育委員会の上申に基づ  
き北里大学東洋医学総合研究所（以下：東医研）運営会議で審議の上、戒  
告や処罰が行われる。
- (3) 採用方法  
[漢方医学研修プログラム応募要領【漢方研修生】](#)を参照のこと。

#### (4) 研修資格

- 1) 医師免許を取得し、医師の資格を有する者。
- 2) 初期臨床研修終了後、他の診療科において後期研修を終了し、基本領域（内科、外科など）学会の認定医あるいは専門医を取得した者（日本東洋医学会漢方専門医の取得条件を満たす者）。  
上記条件の者が、所定の書式により応募を行い、採用試験（面接を含む）を経て採否が決定される。
- 3) 研修修了後、直ちに専門医試験を受験する者。
- 4) 今現在、漢方を処方する機会のある者。

### 8. 研修医定員

各年度の状況により適宜定める。

### 9. プログラム修了の認定

規定プログラムを修了した者については、研修修了証の発行を行う。

### 10. 研修の途中での中断に伴う研修証明書について

本人の事情により研修の途中で中断をされた場合、本人が研修証明書の発行を希望すれば発行する。

### 11. 処 遇（給与・研修費）

教育研修プログラム申し合せ事項に定めてある、研修費を徴収する。

### 12. 研修期間の継続延長について（特例）

教育研修プログラムを期間満了により修了した研修生が教育研修プログラムの継続延長を希望する場合は、事前に教育委員会委員長に書面申請し、教育委員会の審議を経なければならない。なお、研修枠は新規研修生を優先し、空きがある場合に継続延長を許可するものとする。

以上